

令和元年度大気環境中のアスベスト濃度調査結果

県では、大気環境中のアスベスト濃度の実態を把握するため、令和元年5月と令和元年11月に県内2地点(注1)で調査を行いました。

その結果は下表のとおりであり、いずれも大気汚染防止法が定める敷地境界の基準(10本/L)(注2)を十分下回っていました。

調査地点 (注1)	調査期間	総繊維数濃度 (本/L) マニュアル第4.1版 (注3)
佐賀大気 環境測定局 (佐賀市)	令和元年5月21日~5月23日	① 0.74 (0.65~0.82) ② 0.75 (0.62~0.85)
	令和元年11月19日~11月21日	① 0.42 (0.37~0.49) ② 0.33 (0.27~0.37)
鳥栖大気 環境測定局 (鳥栖市)	令和元年5月21日~5月23日	0.53 (0.32~0.71) 0.71 (0.65~0.79)
	令和元年11月19日~11月21日	0.18 (0.10~0.28) ② 0.17 (0.15~0.21)

(注1)1地点あたり、数十メートル離れた2か所で測定を行っています。表中の濃度の欄のが、それぞれの濃度の結果になります。

(注2) 現在、大気中アスベスト濃度の環境基準が定められていないため、アスベスト取扱い施設の敷地境界に適用される基準と比較しています。

(注3)環境省アスベストモニタリングマニュアル4.1版に準じて算出した総繊維数濃度です。採取空気1リットルあたりに含まれる、位相差顕微鏡で観察された全ての繊維状物質の濃度となっています。マニュアルでは、総繊維数濃度が1本/Lを超えると、電子顕微鏡でアスベスト繊維数濃度を詳しく調べることになっています。(空気中には、植物由来等、様々な種類の繊維状物質が浮遊しています。)

県民環境部 環境センター
〒849-0932

佐賀市鍋島町八戸溝 119-1

電話:0952-30-1616

ファックス:0952-32-5940

✉ kankyousenta@pref.saga.lg.jp